

### 3) 緑の創造に係る施策の方針及び緑化目標

緑の創造に係る緑化の方針及び目標については、平成8年4月策定時との変更点はない。

#### (1) 緑化の方針

施 策	緑 化 の 方 針
-----	-----------

緑地協定の締結 ———— 谷戸と丘陵の住宅地を対象に、良好な住宅の緑の保全を目的とする緑地協定の締結を誘導する。

また、緑の少ないスプロール住宅地に対しては、緑の創造に向けた緑地協定の締結を誘導する。

緑化モデル地区の指定 ———— 地区住民から緑化の要望が強い、一定のまとまりを持つ住宅地、商業地、事業所を対象に指定する。

接道緑化の奨励 ———— 緑の少ない住宅地、商業地、事業所を対象に行う。

公共建物の緑化 ———— 全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特性に合わせた緑化を行う。

公園の緑化 ———— 主として、街区公園、近隣公園等の市街地内の公園を対象とし、街区公園については再整備に合わせて緑化を行う。

河川環境の整備 ———— 二級河川、準用河川及び雨水幹線を対象とする。準用河川及び雨水幹線については、市の排水整備基本計画を主体に整備を行う。

#### (2) 緑化目標

表9 緑 化 目 標

施 策	計画策定時現況 (1995)	現況 (2000)	中間年次 (2005)	目標年次 (2015)
接道緑化延長	約8,000m 昭和55年からの 接道緑化奨励事業 の延長距離	約8,800m	18,000m 接道緑化奨励 事業 5,000m 開発指導5,000m	18,000m 接道緑化奨励 事業 5,000m 開発指導5,000m
公共施設の植 栽本数	約96,000本 昭和47年から の累計	約113,000本 昭和47年から の累計	約140,000本	約200,000本